

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の改正について

令和 6 年 11 月 7 日

総務部

1 現行条例について

「三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例」（以下「審議会条例」という。）は、公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的として、平成 14 年 3 月に議員提出条例として制定されました。

2 改正について

（背 景）

民間による社会的課題解決に向けた公益的な諸活動等を一層活性化し、新しい資本主義を実現するため、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が改正され、令和 6 年 5 月 22 日に公布されました（以下「改正認定法」という。令和 7 年 4 月 1 日施行）。

当該法律の改正により審議会条例について、当該法律を引用している部分の条項ずれによる形式的な修正が必要になります。

（改正内容）

改 正 後	改 正 前
（書類の閲覧等） 第四十一条 （略） 一 （略） 二 公益認定法第二十一条 第五項 に 規定する財産目録等 三 （略） 2・3 （略）	（書類の閲覧等） 第四十一条 （略） 一 （略） 二 公益認定法第二十一条 第四項 に 規定する財産目録等 三 （略） 2・3 （略）

（施行期日）

令和 7 年 4 月 1 日から施行

3 スケジュール（案）

令和 7 年 2 月 条例改正の議案提出

※改正認定法とともに、「公益信託ニ関スル法律」が「公益信託に関する法律」に全部改正され、令和 8 年 4 月 1 日施行となっています。公益法人制度と共通の枠組みで認可・監督を行う仕組みとなるなど、抜本的に制度改正が行われるため、令和 7 年夏頃までに制定される政省令等の内容をふまえ、令和 7 年度において審議会条例の改正について再度協議させていただきます。